

# ○北しりべし廃棄物処理広域連合運営資金基金条例

制 定 平成 26 年 10 月 30 日条例第 1 号

## (設置)

**第 1 条** 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 241 条第 1 項の規定に基づき、広域連合財政の健全な運営に資するため、北しりべし廃棄物処理広域連合運営資金基金（以下「基金」という。）を設置する。

## (積立て)

**第 2 条** 基金として積み立てる額は、決算剰余金の全部又は一部とし、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）において定める額とする。

2 前項に定めるもののほか、広域連合長が財政運営上必要があると認めるときは、必要な額を予算に計上して積み立てることができる。

## (管理)

**第 3 条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

## (運用)

**第 4 条** 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

## (運用益金の処理)

**第 5 条** 基金から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

## (処分)

**第 6 条** 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合において、予算の定めるところにより処分することができる。

- (1) 北しりべし廃棄物処理広域連合廃棄物の処理に関する条例第 4 条第 2 項に規定する処理施設の処理機器の更新若しくはオーバーホール又は再生工事、改造工事その他大規模改修の財源に充てるとき。
- (2) 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還財源に充てるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、財政運営の健全化を図るため、広域連合長が特に必要と認めるものの財源に充てるとき。

## (委任)

**第 7 条** この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。